

# 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

(昭和三十年九月二十六日政令第二百五十五号)

【重要】特に重要な部分は赤字表記していますので、必ずお読みください。

最終改正:平成二七年四月二四日政令第二二一号

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)の規定(日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第四十三条の二十四、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)第五十条の二及び日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)第七十三条の二において準用する場合を含む。)に基き、この政令を制定する。

(定義)

**第一条** この政令において「補助金等」、「補助事業等」、「補助事業者等」、「間接補助金等」、「間接補助事業等」、「間接補助事業者等」、「各省各庁」又は「各省各庁の長」とは、[補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律](#) ([日本中央競馬会法](#) (昭和二十九年法律第二百五号) [第二十条の二](#)、[国立研究開発法人情報通信研究機構法](#) (平成十一年法律第百六十二号) [第十九条](#) ([同法](#) 附則 [第九条第三項](#) の規定により読み替えられる場合を含む。))、[独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法](#) (平成十四年法律第九十四号) [第十二条の二](#)、[独立行政法人農畜産業振興機構法](#) (平成十四年法律第百二十六号) [第十七条](#) ([加工原料乳生産者補給金等暫定措置法](#) (昭和四十年法律第百十二号) [第二十条の二第二項](#) 及び [肉用子牛生産安定等特別措置法](#) (昭和六十三年法律第九十八号) [第十五条の二](#) の規定により読み替えられる場合を含む。))、[独立行政法人国際協力機構法](#) (平成十四年法律第百三十六号) [第三十七条](#)、[独立行政法人国際交流基金法](#) (平成十四年法律第百三十七号) [第十三条](#)、[国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法](#) (平成十四年法律第百四十五号) [第十八条](#)、[独立行政法人中小企業基盤整備機構法](#) (平成十四年法律第百四十七号) [第十六条](#) ([同法](#) 附則 [第十四条](#) の規定により読み替えられる場合を含む。))、[独立行政法人日本学術振興会法](#) (平成十四年法律第百五十九号) [第十七](#)

[条第二項](#) 及び附則[第二条の六](#)、[独立行政法人日本スポーツ振興センター法](#)（平成十四年法律第百六十二号）[第二十八条](#)、[独立行政法人日本芸術文化振興会法](#)（平成十四年法律第百六十三号）[第十七条](#)、[独立行政法人福祉医療機構法](#)（平成十四年法律第百六十六号）[第十三条](#)、[独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法](#)（平成十四年法律第百八十号）[第二十四条](#)、[独立行政法人環境再生保全機構法](#)（平成十五年法律第四十三号）[第十一条](#)、[独立行政法人日本学生支援機構法](#)（平成十五年法律第九十四号）[第二十四条](#)、[独立行政法人国立大学財務・経営センター法](#)（平成十五年法律第百十五号）[第十九条](#) 並びに[国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法](#)（平成十六年法律第百三十五号）[第十六条](#) において準用する場合を含む。以下「法」という。）[第二条](#) に規定する補助金等、補助事業等、補助事業者等、間接補助金等、間接補助事業等、間接補助事業者等、各省各庁又は各省各庁の長をいう。

（補助金等とする給付金の指定）

**第二条** 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十八号から第七十五号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。

- 一 [児童福祉法](#)（昭和二十二年法律第百六十四号）[第五十六条の四の三第二項](#) に規定する交付金
- 二 [農業災害補償法](#)（昭和二十二年法律第百八十五号）[第一百五十条の三第一項](#) に規定する交付金
- 三 [農業改良助長法](#)（昭和二十三年法律第百六十五号）[第六条第一項](#) に規定する協同農業普及事業交付金
- 四 [漁業法](#)（昭和二十四年法律第二百六十七号）[第一百八条第一項](#)（[同法第百三十二条](#) において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 五 [電波法](#)（昭和二十五年法律第百三十一号）[第七十一条の三第九項](#)（[同法第七十一条の三の二第十一項](#) において準用する場合を含む。）の規定による交付金
- 六 [植物防疫法](#)（昭和二十五年法律第百五十一号）[第三十五条第一項](#) に規定する交付金

- 七 [旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法](#)（昭和二十五年法律第二百五十六号）[第七条](#) 又は [第十一条](#) の規定による交付金
- 八 [農業委員会等に関する法律](#)（昭和二十六年法律第八十八号）[第二条第一項](#) に規定する交付金
- 九 [公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法](#)（昭和二十六年法律第九十七号）[第十三条第二項](#) の規定による交付金
- 十 [森林法](#)（昭和二十六年法律第二百四十九号）[第九十五条第一項](#) に規定する交付金
- 十一 [離島振興法](#)（昭和二十八年法律第七十二号）[第七条の三第二項](#) に規定する交付金
- 十二 [特別支援学校への就学奨励に関する法律](#)（昭和二十九年法律第四百四十四号）[第二条第四項](#) の規定による給付金
- 十三 [奄美群島振興開発特別措置法](#)（昭和二十九年法律第八十九号）[第九条第二項](#) に規定する交付金
- 十四 [義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律](#)（昭和三十三年法律第八十一号）[第十二条第一項](#) に規定する交付金
- 十五 [国民健康保険法](#)（昭和三十三年法律第九十二号）[第七十二条](#) に規定する調整交付金
- 十六 [激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律](#)（昭和三十七年法律第一百五十号）[第三条第一項](#) 及び [第四条第五項](#) の規定による交付金
- 十七 [漁船損害補償法の一部を改正する法律](#)（昭和四十一年法律第四十六号）附則第五項、[漁船損害補償法の一部を改正する法律](#)（昭和四十八年法律第五十五号）附則第三項及び [漁船損害等補償法](#) の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十六号）附則 [第五条](#) に規定する交付金
- 十八 [石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合的な実施のための関係法律の整備等に関する法律](#)（平成四年法律第二十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八條の規定による廃止前の石炭鉱業再建整備臨時措置法（昭和四十二年法律第四十九号）第十條第一項の規定による損失補償金
- 十九 [職業能力開発促進法](#)（昭和四十四年法律第六十四号）[第九十五条第一項](#) に規定する交付金

- 二十 [公害健康被害の補償等に関する法律](#)（昭和四十八年法律第百十一号）[第五十条](#)の規定による交付金
- 二十一 [発電用施設周辺地域整備法](#)（昭和四十九年法律第七十八号）[第七条](#)（[同法第十条第四項](#)において準用する場合を含む。）に規定する交付金
- 二十二 [防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律](#)（昭和四十九年法律第百一号）[第九条](#)第二項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金
- 二十三 [高齢者の医療の確保に関する法律](#)（昭和五十七年法律第八十号）[第九十五条第一項](#)及び附則[第五条](#)の規定による交付金
- 二十四 [港湾労働法](#)（昭和六十三年法律第四十号）[第三十五条](#)の規定による交付金
- 二十五 [育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律](#)（平成三年法律第七十六号）[第四十五条](#)の規定による交付金
- 二十六 [介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律](#)（平成四年法律第六十三号）[第二十三条](#)の規定による交付金
- 二十七 [短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律](#)（平成五年法律第七十六号）[第三十四条](#)の規定による交付金
- 二十八 [特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律](#)（平成六年法律第七十八号）[第二十一条](#)の規定による交付金
- 二十九 [介護保険法](#)（平成九年法律第百二十三号）[第二百二十二条第一項](#)及び[第二百二十二条の二](#)の規定による交付金
- 三十 [沖縄振興特別措置法](#)（平成十四年法律第十四号）[第一百五條の三第二項](#)に規定する交付金
- 三十一 [都市再生特別措置法](#)（平成十四年法律第二十二号）[第四十七条第二項](#)に規定する交付金
- 三十二 [独立行政法人水資源機構法](#)（平成十四年法律第百八十二号）[第二十一条第一項](#)及び[第二十二条第一項](#)の規定による交付金
- 三十三 [次世代育成支援対策推進法](#)（平成十五年法律第百二十号）[第十一条第一項](#)に規定する交付金
- 三十四 [地域再生法](#)（平成十七年法律第二十四号）[第十三条第一項](#)に規定する交付金

- 三十五 [地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法](#)（平成十七年法律第七十九号）[第七条第二項](#) に規定する交付金
- 三十六 [石綿による健康被害の救済に関する法律](#)（平成十八年法律第四号）[第三十二条第一項](#)の規定による交付金のうち[同法](#)の規定により独立行政法人環境再生保全機構が行う業務の事務の執行に要する費用に係るもの
- 三十七 [道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律](#)（平成十八年法律第百十六号）[第十九条第一項](#) に規定する交付金
- 三十八 [農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律](#)（平成十九年法律第四十八号）[第六条第二項](#) に規定する交付金
- 三十九 [広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律](#)（平成十九年法律第五十二号）[第十九条第二項](#) に規定する交付金
- 四十 [駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法](#)（平成十九年法律第六十七号）[第六条](#) に規定する再編交付金
- 四十一 [森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法](#)（平成二十年法律第三十二号）[第六条第二項](#) に規定する交付金
- 四十二 [高等学校等就学支援金の支給に関する法律](#)（平成二十二年法律第十八号）[第十五条](#) の規定による交付金
- 四十三 [平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法](#)（平成二十三年法律第七号）[第二十三条](#) に規定する交付金
- 四十四 [東日本大震災復興特別区域法](#)（平成二十三年法律第百二十二号）[第七十八条第二項](#) に規定する交付金
- 四十五 [特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法](#)（平成二十三年法律第百二十六号）[第三十八条](#) の規定による交付金
- 四十六 [福島復興再生特別措置法](#)（平成二十四年法律第二十五号）[第三十六条第二項](#) に規定する交付金

- 四十七 [子ども・子育て支援法](#)（平成二十四年法律第六十五号）[第六十八条第二項](#) に規定する交付金
- 四十八 不発弾等処理交付金
- 四十九 啓発宣伝事業等委託費
- 五十 特別支援教育就学奨励費交付金（第十二号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 五十一 社会事業学校等経営委託費
- 五十二 生活保護指導監査委託費
- 五十三 身体障害者福祉促進事業委託費
- 五十四 衛生関係指導者養成等委託費（医務衛生関係指導者養成等委託のうち救急医療施設医師研修会の委託に係るものを除く。）
- 五十五 遺族及留守家族等援護事務委託費のうち戦傷病者福祉事業助成委託及び昭和館運営委託に係るもの
- 五十六 中山間地域等直接支払交付金
- 五十七 水産業改良普及事業交付金
- 五十八 後進地域特例法適用団体等補助率差額及び後進地域特例法適用団体補助率差額
- 五十九 石油貯蔵施設立地対策等交付金
- 六十 国連・障害者の十年記念施設運営委託費
- 六十一 電源立地等推進対策交付金
- 六十二 原子力施設等防災対策等交付金
- 六十三 森林整備地域活動支援交付金
- 六十四 電源立地地域対策交付金（第二十一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）
- 六十五 循環型社会形成推進交付金
- 六十六 農業・食品産業強化対策整備交付金
- 六十七 農業・食品産業強化対策推進交付金
- 六十八 離島漁業再生支援交付金
- 六十九 自然環境整備交付金

- 七十 医療提供体制施設整備交付金
- 七十一 地域住宅交付金(第三十五号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 七十二 労働時間等設定改善推進助成金
- 七十三 障害者自立支援対策臨時特例交付金
- 七十四 農山漁村活性化対策整備交付金(第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 七十五 農山漁村活性化対策推進交付金(第三十八号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 七十六 食の安全・消費者の信頼確保対策推進交付金
- 七十七 食の安全・消費者の信頼確保対策整備交付金
- 七十八 森林整備・林業等振興推進交付金
- 七十九 水産業強化対策推進交付金
- 八十 生物多様性保全推進交付金
- 八十一 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
- 八十二 地域活性化・生活対策臨時交付金
- 八十三 地方消費者行政活性化交付金
- 八十四 子育て支援対策臨時特例交付金
- 八十五 緊急雇用創出事業臨時特例交付金
- 八十六 妊婦健康診査臨時特例交付金
- 八十七 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金
- 八十八 地域活性化・公共投資臨時交付金
- 八十九 地域活性化・経済危機対策臨時交付金
- 九十 地域自殺対策緊急強化交付金
- 九十一 防災情報通信設備整備事業交付金
- 九十二 高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金
- 九十三 医療施設耐震化臨時特例交付金
- 九十四 未承認薬等審査迅速化臨時特例交付金
- 九十五 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備臨時特例交付金

- 九十六 地域医療再生臨時特例交付金
- 九十七 緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金
- 九十八 介護職員処遇改善等臨時特例交付金
- 九十九 介護基盤緊急整備等臨時特例交付金
- 百 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金
- 百一 過疎地域等自立活性化推進交付金
- 百二 農山漁村地域整備交付金
- 百三 過疎地域事業補助率差額
- 百四 地域活性化交付金
- 百五 介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金
- 百六 情報通信利用環境整備推進交付金
- 百七 北方領土隣接地域振興等事業補助率差額
- 百八 農山漁村六次産業化対策推進交付金
- 百九 農山漁村六次産業化対策整備交付金
- 百十 都市農村交流等対策推進交付金
- 百十一 都市農村交流等対策整備交付金
- 百十二 農地・水保全管理支払交付金
- 百十三 森林整備・林業等振興整備交付金
- 百十四 水産業強化対策整備交付金
- 百十五 社会資本整備総合交付金(第三十一号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百十六 受動喫煙防止対策助成金
- 百十七 災害発生県内消防応援活動費交付金
- 百十八 原子力災害緊急消防援助隊等活動費交付金
- 百十九 被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金
- 百二十 被災農家経営再開支援交付金



- 百二十一 被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金
- 百二十二 革新的医療機器創出促進等臨時特例交付金
- 百二十三 被災地健康支援臨時特例交付金
- 百二十四 電力基盤高度化等対策交付金
- 百二十五 放射線監視設備整備臨時特別交付金
- 百二十六 原子力災害影響調査等交付金
- 百二十七 農林水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百二十八 原子力災害健康管理施設整備交付金
- 百二十九 原子力発電施設周辺地域防災対策交付金
- 百三十 地域経済活性化・雇用創出臨時交付金
- 百三十一 地域経済循環創造事業交付金
- 百三十二 防災・安全社会資本整備交付金(第三十一号、第三十五号又は第三十九号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百三十三 生物多様性保全回復施設整備交付金
- 百三十四 福島定住等緊急支援交付金
- 百三十五 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 百三十六 水産多面的機能発揮対策交付金
- 百三十七 特定非営利活動法人等運営力強化交付金
- 百三十八 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金
- 百三十九 防災対策推進農山漁村地域整備交付金
- 百四十 防災対策推進後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百四十一 防災対策推進社会資本整備総合交付金
- 百四十二 地域活性化・効果実感臨時交付金
- 百四十三 地域少子化対策強化交付金
- 百四十四 女性活躍推進交付金
- 百四十五 福島再生加速化交付金(第四十六号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

- 百四十六 地域医療対策支援臨時特例交付金
- 百四十七 年金生活者支援給付金支給準備市町村事務取扱交付金
- 百四十八 農村地域資源等保全推進交付金
- 百四十九 農村地域資源等保全整備交付金
- 百五十 多面的機能支払交付金
- 百五十一 治山事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十二 道路整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十三 港湾整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十四 農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十五 森林整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十六 水産基盤整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額
- 百五十七 地域再生戦略交付金
- 百五十八 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
- 百五十九 地域女性活躍推進交付金
- 百六十 地方消費者行政推進交付金
- 百六十一 生活基盤施設耐震化等交付金
- 百六十二 保育所等整備交付金(第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。)
- 百六十三 森林整備加速化・林業再生整備交付金
- 百六十四 森林整備加速化・林業再生推進交付金
- 百六十五 廃棄物処理施設整備交付金
- 百六十六 鳥獣捕獲等事業交付金
- 百六十七 福島原子力災害復興交付金
- 百六十八 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金
- 百六十九 教育支援体制整備事業費交付金
- 百七十 認定こども園施設整備交付金
- 百七十一 環境保全型農業直接支援対策交付金

百七十二 特定防衛施設周辺整備調整交付金(第二十二号又は第四十号に掲げる給付金に該当するものを除く。)

百七十三 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金

百七十四 被災者健康・生活支援総合交付金

百七十五 被災児童生徒就学支援等事業交付金

(補助金等の交付の申請の手続)

**第三条** 法第五条の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所

二 補助事業等の目的及び内容

三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画

四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎

五 その他各省各庁の長(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等に関しては、これらの理事長とする。第九条第二項及び第三項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号を除き、以下同じ。)が定める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添附しなければならない。

一 申請者の営む主な事業

二 申請者の資産及び負債に関する事項

三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法

#### 四 補助事業等の効果

#### 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項

#### 六 その他各省各庁の長が定める事項

3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添附書類は、各省各庁の長の定めるところにより、省略することができる。

(事業完了後においても従うべき条件)

**第四条** 各省各庁の長は、補助金等の交付の目的を達成するため必要がある場合には、その交付の条件として、補助事業等の完了後においても従うべき事項を定めるものとする。

2 補助金等が基金造成費補助金等(補助事業者等が基金事業等(複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものをいう。以下この項において同じ。))の財源として設置する基金に充てる資金として各省各庁の長が交付する補助金等をいう。第三号及び第四号において同じ。)に該当する場合には、前項の補助事業等の完了後においても従うべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁の長が定めるものを公表すべきこと。

二 基金を廃止するまでの間、毎年度、当該基金の額及び基金事業等の実施状況を各省各庁の長に報告すべきこと。

三 基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると各省各庁の長が認められた場合又は各省各庁の長が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた基金造成費補助金等の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。

四 前三号に掲げるもののほか、基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項

(事情変更による決定の取消ができる場合)

**第五条** 法第十条第二項に規定する政令で定める特に必要な場合は、補助事業者等又は間接補助事業者等が補助事業等又は間接補助事業等を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業等又は間接補助事業等に要する経費のうち補助金等又は間接補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により補助事業等又は間接補助事業等を遂行することができない場合（補助事業者等又は間接補助事業者等の責に帰すべき事情による場合を除く。）とする。

（決定の取消に伴う補助金等の交付）

**第六条** 法第十条第三項の規定による補助金等は、次に掲げる経費について交付するものとする。

- 一 補助事業等に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
  - 二 補助事業等を行うため締結した契約の解除により必要となつた賠償金の支払に要する経費
- 2 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、法第十条第一項の規定による取消に係る補助事業等についての補助金等に準ずるものとする。

（補助事業等の遂行の一時停止）

**第七条** 各省各庁の長は、法第十三条第二項の規定により補助事業等の遂行の一時停止を命ずる場合においては、補助事業者等が当該補助金等の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合させるための措置を各省各庁の長の指定する期日までにとらないときは、法第十七条第一項の規定により当該補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を、明らかにしなければならない。

（国の会計年度終了の場合における実績報告）

**第八条** 法第十四条後段の規定による補助事業等実績報告書には、翌年度以降の補助事業等の遂行に関する計画を附記しなければならない。ただし、その計画が当該補助金等の交付の決定の内容となつた計画に比して変更がないときは、この限りでない。

（補助金等の返還の期限の延長等）

**第九条** 法第十八条第三項の規定による補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消は、補助事業者等の申請により行うものとする。

- 2 補助事業者等は、前項の申請をしようとする場合には、申請の内容を記載した書面に、当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するためとつた措置及び当該補助金等の返還を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、これを各省各庁の長（日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の補助金等）については、これらの理事長とする。次項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条第四号及び第五号並びに第十四条第一項第二号において同じ。）に提出しなければならない。
- 3 各省各庁の長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。
- 4 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第十八条第三項の規定により補助金等の返還の期限の延長又は返還の命令の全部若しくは一部の取消をしようとする場合には、前項の規定にかかわらず、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化

振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構にあつては国土交通大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

- 5 農林水産大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣又は環境大臣は、前項の承認をしようとする場合には、財務大臣に協議しなければならない。

(加算金の計算)

**第十条** 補助金等が二回以上に分けて交付されている場合における法第十九条第一項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金等は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額をこえるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 法第十九条第一項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者等の納付した金額が返還を命ぜられた補助金等の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金等の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)

**第十一条** 法第十九条第二項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(加算金又は延滞金の免除)

**第十二条** 第九条の規定は、法第十九条第三項の規定による加算金又は延滞金の全部又は一部の免除について準用する。この場合において、第九条第二項中「当該補助事業等に係る間接補助金等の交付又は融通の目的を達成するため」とあるのは、「当該補助金等の返還を遅延させないため」と読み替えるものとする。

(処分を制限する財産)

**第十三条** 法第二十二条に規定する政令で定める財産は、次に掲げるものとする。

- 一 不動産
- 二 船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック
- 三 前二号に掲げるものの従物
- 四 機械及び重要な器具で、各省各庁の長が定めるもの
- 五 その他各省各庁の長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

(財産の処分の制限を適用しない場合)

**第十四条** 法第二十二条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第九条第三項から第五項までの規定は、前項第二号の期間を定める場合について準用する。

(不服の申出の手続)

**第十五条** 法第二十五条第一項の規定により不服を申し出ようとする者は、当該不服の申出に係る

処分の通知を受けた日(処分について通知がない場合においては、処分があつたことを知つた日)から三十日以内に、当該処分の内容、処分を受けた年月日及び不服の理由を記載した不服申出書に参考となるべき書類を添えて、これを当該処分をした各省各庁の長(法第二十六条第一項の規定により当該処分を委任された機関があるときは当該機関とし、同条第二項の規定により当該処分を行うこととなつた都道府県の知事又は教育委員会があるときは当該知事又は教育委員会とする。以下この条において同じ。)に提出しなければならない。

2 各省各庁の長は、通信、交通その他の状況により前項の期間内に不服を申し出なかつたことについてやむを得ない理由があると認める者については、当該期間を延長することができる。

3 各省各庁の長は、第一項の不服の申出があつた場合において、その申出の方式又は手続に不備があるときは、相当と認められる期間を指定して、その補正をさせることができる。



(事務の委任の範囲及び手続)

**第十六条** 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を当該各省各庁の機関(日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長の事務については、日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所の機関)に委任することができる。ただし、各省各庁の地方支分部局に委任しようとする場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び機関について、財務大臣に協議しなければならない。

2 日本中央競馬会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター又は国立研究開発法人

医薬基盤・健康・栄養研究所の理事長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を従たる事務所の職員に委任しようとする場合には、当該補助金等の名称を明らかにして、委任しようとする事務の内容及び職員について、日本中央競馬会又は独立行政法人農畜産業振興機構にあつては農林水産大臣、国立研究開発法人情報通信研究機構にあつては総務大臣、独立行政法人国際協力機構又は独立行政法人国際交流基金にあつては外務大臣、独立行政法人日本学術振興会、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本学生支援機構又は独立行政法人国立大学財務・経営センターにあつては文部科学大臣、独立行政法人福祉医療機構又は国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所にあつては厚生労働大臣、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構にあつては経済産業大臣、独立行政法人環境再生保全機構にあつては環境大臣の承認を受けなければならない。

3 第九条第五項の規定は、前項の承認について準用する。

4 各省各庁の長は、法第二十六条第一項の規定により事務の一部を委任したときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。

(都道府県が行う事務の範囲及び手続)

**第十七条** 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により、補助金等の交付の申請の受理、交付の決定及びその取消し、補助事業等の実績報告の受理、補助金等の額の確定、補助金等の返還に関する処分その他補助事業等の監督に関する事務の一部を都道府県の知事又は教育委員会(以下「知事等」という。)が行うこととすることができる。この場合においては、当該補助金等の名称を明らかにして、知事等が行うこととなる事務の内容について、財務大臣に協議しなければならない。

2 前項の場合においては、各省各庁の長は、当該補助金等の名称及び知事等が行うこととなる事務の内容を明らかにして、知事等が当該事務を行うこととなることについて、都道府県の知事の同意を求めなければならない。

- 3 都道府県の知事は、前項の規定により各省各庁の長から同意を求められた場合には、その内容について同意をするかどうかを決定し、同意をする決定をしたときは同意をする旨を、同意をしない決定をしたときは同意をしない旨を各省各庁の長に通知するものとする。
- 4 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつたときは、直ちに、その内容を公示しなければならない。
- 5 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行つた場合は、知事等は、各省各庁の長に対し、その旨及びその内容を報告するものとする。
- 6 法第二十六条第二項の規定により事務の一部を知事等が行うこととなつた場合においては、法中当該事務に係る各省各庁の長に関する規定は、知事等に関する規定として知事等に適用があるものとする。

(都道府県が行うこととなつた場合の事務の実施)

**第十八条** 各省各庁の長は、法第二十六条第二項の規定により法第二十三条の規定による職権に属する事務を知事等が行うこととなつた場合においても、自ら当該事務を行うことができるものとする。

## 附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 法の施行前に交付された補助金等について法の施行後に返還を命じた場合における法第十九条第一項の加算金の計算については、同項中「受領の日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。
- 3 法第十九条から第二十一条までの規定は、法の施行前に補助金等の返還を命じた場合については、適用しない。